

京都市契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月17日

京都市長 松井孝治

京都市規則第47号

京都市契約事務規則の一部を改正する規則

京都市契約事務規則の一部を次のように改正する。

第22条第3項中「指名競争入札者有資格者名簿」を「指名競争入札有資格者名簿」に改める。

第28条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、第17条の見出し中「落札者」とあるのは「随意契約の相手方」と、同条中「落札者が」とあるのは「随意契約の相手方を」と、「当該落札者」とあるのは「当該随意契約の相手方」と、第18条第1項本文及び第2項中「落札者」とあるのは「随意契約の相手方」と、「落札の通知」とあるのは「第28条第1項において読み替えて準用する前条の規定による通知」と、同条第5項中「落札者」とあるのは「随意契約の相手方」と、「当該落札に係る契約」とあるのは「当該随意契約」と読み替えるものとする。

第30条第1号中「うえ、当該契約に係る保険証券又は当該保険の内容を証する電磁的記録若しくは当該電磁的記録を用紙に出力したものを市長に提出した」を削り、同条第3号中「競争入札」を「一般競争入札有資格者名簿若しくは指名競争入札有資格者名簿に登載されている者又は別に定める競争入札」に改める。

第36条第1項各号列記以外の部分中「、市長が特に必要と認める場合を除き」を削り、同項に次の1号を加える。

(4) その他契約書を作成する必要がない契約として別に定めるものを締結するとき。

第37条中「契約書を作成する場合を除き」を「前条第1項第1号の規定により契約書の作成を省略した場合において」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局管財契約部契約課)